

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件の一部を改正する件

三七〇

○県外の区域から家畜の移入を禁止する件

三七〇

○患者又は疑似患者の発見について届出があった件

三七〇

○県外の区域からの家畜等の移入の禁止の指定を解除する件

三七〇

○地籍調査の成果について認証した件

三七〇

○保安林の指定を解除する予定である件

三七〇

### 公 告

○一般競争入札を行う件

三七二

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

三七四

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件

三七四

○落札者を決定した件

三七四

### 福 島 県 公 安 委 員 会

○道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する

三七四

### 件 二 件

○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件

三七五

### 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

○政治団体設立の届出があった件

三七五

○政治団体から届出事項の異動の届出があった件

三七七

○政治団体でなくなった届出があった件

三七〇

○政治資金規正法による資金管理団体の届出があった件

三八一

○政治資金規正法による資金管理団体の指定を取り消した届出があった件

三八一

○政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件

三八二

### 福 島 県 監 査 委 員 会

○地方自治法により包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件

三五五

### 監 査 公 表

三五五

### 正 誤

○平成二十年十二月二十四日付け号外第六十九号中

三五六

## 告 示

### 福 島 県 告 示 第 四 百 七 号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件(平成十八年福島県告示第四百十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一の表函科技工士試験の項中「函科技工士試験」を「福島県函科技工士国家試験」に、「福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課」を「福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課」に改め、同表准看護師試験の項口頭により開示請求を行うことができる場所の欄中「同」を「福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課感染・看護室」に改め、同表薬種商試験の項及び特例販売業能力認定試験の項を削り、同表毒物劇物取扱者試験の項開示する項目の欄中「同」を「科目別得点及び総合得点」に改め、同項口頭により開示請求を行うことができる場所の欄中「同」を「福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課」に改め、同表県立テクノアカデミー又は県立高等技術専門校入学試験の項中「又は県立高等技術専門校」を削る。

(文書法務課)

### 福 島 県 告 示 第 四 百 八 号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十二年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 一 移入を禁止する家畜等の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

#### 二 移入を禁止する県外の区域

宮崎県内の次に掲げる区域

1 宮崎市のうち吉村町の一部(久保田、瀬戸、上西中、沖ノ原及び平塚、大字小松の一部(平岩、池田、南田、尾園、六反田、間米、前田、七田及び八ヶ久保)、大字跡江の一部(松橋、尾敷田、出水口、境前、半中、仲西、大井田、八反田、永田、内ノ丸及び明井手)、大字有田の一部(下中尾、上中尾、三間伏、大戸、木路免木、天神出、高峯ノ下及び宮ノ下)、大字糸原の一部(四反田、樋渡、山口、天ヶ山、鎌瀬町、小西、四ツ枝、六反田、岩瀬、池ノ内、葛元、町屋敷、一町田、干物作、岩坂、野間、法丈、木ノ元、北田、下馬場、表馬場、上藪、戸森、前向、城ノ下、上水流、水流及び中水流)、大字堤内の一部(川除)、大字吉野の一部(大原、寺田、弥内橋及び樋ノ口)、祇園一丁目、霧島二丁目、和知川原一丁目、和知

川原二丁目、和知川原三丁目、船塚一丁目、花殿町、西池町、原町、清水一丁目、清水二丁目、橋通西五丁目、橋通東五丁目、丸島町、江平町一丁目、江平中町、錦本町、青葉町、宮崎駅東三丁目、大塚町の一部(権現前、池ノ内、無量寺道下、無量寺道上、迫田、倉ノ下、鶴ノ島、竹下及び六ツ倉)、桜ヶ丘町、小松台東一丁目、小松台東二丁目、小松台東三丁目、小松台西一丁目、小松台西二丁目、小松台西三丁目、小松台北町、大字柏原の一部(境田、彼岸田、霧島田、中沼田、手繰、柳町、高後、古宮田、六反田、土肥田、九日田、杉本、上八反田、北ノ迫、高野迫及び鳥帽子方)、大字富吉の一部(青木、来道、納島、岩穴ヶ前、六田、美野崎、友尻、東又、石用、天ヶ迫、釘ノ前、高後、菅ヶ迫、中山寺、倉谷、樽水、松ヶ迫、前田、中角、下川久保、上川久保、江川口、水流、瀬口、左土割及び城ノ下)、高岡町花見の一部(江湖尻、真道、下水流、平田、黒谷、山頭、蔵野、入野、奥畑、松ヶ迫、仁反田、中渡、下原、荒平、野中、祝松、上三蔵、下三蔵、高尾、小谷、新田、山口、北迫、北俣、三生江、桑木、志町割、三反田、東城連、城ヶ峰、下ノ坊、山下、野間及び迫田)及び高岡町下倉永の一部(荒瀬)、橋通東一丁目、橋通東二丁目、橋通東三丁目、橋通東四丁目、橋通西一丁目、橋通西二丁目、橋通西三丁目、橋通西四丁目、旭一丁目、旭二丁目、宮田町、別府町、広島一丁目、広島二丁目、老松一丁目、老松二丁目、瀬頭二丁目、錦町、高千穂通一丁目、高千穂通二丁目、大和町、堀川町、瀬頭町、宮崎駅東二丁目、桜町、清水三丁目、大橋二丁目、大橋三丁目、大橋四丁目、大工一丁目、大工二丁目、大工三丁目、鶴島三丁目、松橋二丁目、末広一丁目、末広二丁目、元宮町、高松町、西高松町、南高松町、北高松町、千草町、中央通、上野町、大塚町の一部(権現昔、西ノ原、横立、原ノ前、原、時宗、祝子前及び樋ノ口)、昭栄町、新栄町、稗原町、吉村町の一部(南田、内柿本、尻溝、下敷、前田、北中、西中、囷公、別府原、孫堀、大町、大町前、宮ノ前、寺ノ前、寺ノ下、今村前、今村、南今村、長田、中原、南浜田、稗原、曾師中、曾師前、堂ノ後、下り松、下別府及び橋出)、曾師町、宮脇町、浄土江町、昭和町、永楽町、大王町、一の宮町、日ノ出町、港二丁目、港三丁目、港東三丁目、宮崎駅東一丁目、大塚台東一丁目、大塚台西一丁目、小松台南町、大字浮田の一部(古城、西野苗、鳥越、溝頭、佃前、大工給、犬ノ馬場、照明院及び除橋)、大字富吉の一部(出下)、大字柏原の一部(横枕及び倉瀬)及び大字小松の一部(口ノ坪及び風穴)

2 西都市のうち大字寒川、大字上揚の一部(征矢拔、土屋、古穴ノ手、野地及び横平)、大字銀鏡、大字八重

3 東諸原郡国富町のうち大字宮王丸の一部(野添、八反田及び横枕)、大字本庄の一部(六日町、郡山、東ノ原、谷ノ口、枯木ヶ瀬、前ノ原、下馬場、義門寺、太平原、小原、石原ノ前、石原、配原、中川原、松ノ下、豊松、久保蘭、北神ノ原、宗仙寺、岩屋の前、淵脇、濱ノ下、二石田、松崎、南神ノ原、下高添、瀬戸ノ前、東下本庄、西下本庄、十日町、馬ノ口、地藏寺、立岩、福寺、大王、堀内、野添、尾立、新堀、新山及び平原)、大字深年の一部(東畑、前田、嵐の宮、蓑田、脇水流、蘭畑、小山迫、七枝、犬馬場、砂田、殿所、洗ノ口、諏訪ノ下、常徳寺、石出、坂ノ下、向水流、高塚原、鶴ヶ城、宍喰原、永山原、上水流、五反田、井上水流、永

田、谷口、大谷、原田、後ノ迫、永迫、観音瀬、前畑、神前、鳥越、寺ノ下、萩原、藤ヶ瀬、桑水流、城ヶ下、大迫、鳩峰、楠水、山下、霧島原、寺原、割付、高田原、鬼島、中水流、田原、西ヶ迫、兔田、白山田、柳田、住吉水流、小原山、佐土堀、横内、八町堀、松ノ本、中原、市ノ瀬、竹下、外上水流、割田、中畑、上ノ原、境谷、馬渡、柳ノ元、川原崎、久保園、山角、愛染川、梶原、高野、中山、八重尾、荒時及び鹿森滝)、大字八代南俣の一部(井ノ水、岩下、梅木田、大浦、大谷、大坪、押田、楠木迫、権現堀、新開、多羅原、中原、中別府、野間ヶ谷、東田、菱迫、古木迫、前田、前畑、南川内、廻尾、山神川原及び林ノ王)、大字森永の一部(後田、方坂、池ノ向、古川、高丸、六反所、出水迫、出水山、出水原、天ヶ谷、久保山、野中、上ノ蘭、小路、向ヶ原、櫻田、梅木迫、大王免、井ノ迫、山ノ田、下越、樋松迫、大鹿、灰焼、二百田、大丸、水の手、前平、宇戸ヶ迫、瀬戸ノ元、市ノ野及び天神原)、大字竹田の一部(西ノ前を除く)、大字嵐田の一部(内堤及び鶯ヶ迫を除く)、大字田尻の一部(石畑、岩下、岩立、宇宿迫、大迫、四町迫及び鶯ヶ迫を除く)及び大字須志田の一部(麻地、麻地ノ上、豆漬、中尾、鍋ヶ谷及びミカヘリを除く)。(畜産課)

福島県告示第四百九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十二年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	四頭	伊達郡	平成二十二年六月三日	再検査

(畜産課)

福島県告示第四百十号

福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第十条の規定により、平成二十二年五月十四日付けで行った口蹄疫のまん延を防止するための家畜等の移入の禁止の指定を次のとおり解除する。

平成二十二年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 移入の禁止の指定を解除する家畜等の種類  
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染

病の病原体を広げるおそれがある物品  
二 移入の禁止の指定を解除する県外の区域

1 熊本県内の次に掲げる区域

- (一) 人吉市のうち矢岳町、上田代町、大畑麓町、大畑町、大野町、木地屋町、西大塚町及び田野町の以北、中神町、温泉町、下林町、下城本町、城本町、駒井田町、鶴田町、北泉田町及び願成寺町の以南
- (二) 球磨郡錦町のうち木上西及び木上南平良地区の以南
- (三) 球磨郡あさぎり町のうち上西榎田地区及び上西上永里地区目の出
- (四) 球磨郡相良村のうち県道三十三号人吉水上線の以南

2 鹿児島県内の次に掲げる区域

- (一) 霧島市のうち霧島田口(市後柄及び泉水の区域に限る。)、牧園町上中津川(中津川七区の区域に限る。)、牧園町三休堂(三休一区、三休二区、三休三区及び三休四区の区域に限る。)、牧園町宿窪田(福寿、牧園四区、牧園五区、牧園六区、牧園七区、牧園八区、牧園九区及び牧園十区の区域に限る。)、牧園町高千穂(栗川、高千穂一区、高千穂二区、高千穂三区、高千穂四区、高千穂五区、高千穂六区、高千穂七区、八長台及び母ヶ野の区域に限る。)、牧園町万膳(万膳一区、万膳二区、万膳三区、万膳四区及び万膳五区の区域に限る。)、牧園町持松(持松四区の区域に限る。)、横川町上ノ(大住、木浦、十三谷、正牟田、床波、野坂及び横伏敷の区域を除く。)、横川町下ノ(赤水、小原、馬渡住宅及び山住の区域に限る。)及び横川町中ノの区域
- (二) 伊佐市のうち大口青木、大口牛尾、大口大島、大口大田、大口金波田、大口上町、大口木ノ氏、大口小木原、大口里、大口篠原、大口下殿、大口白木(白木下の区域に限る。)、大口木曾(屋敷段の区域を除く。)、大口堂崎、大口鳥巢、大口原田、大口針持(笠松、高野、土瀬戸、馬場及び深川の区域に限る。)、大口平出水(平出水中央及び向江野の区域に限る。)、大口淵辺、大口宮人(大住下木場、太郎迫及び八代の区域に限る。)、大口目丸、大口元町、菱刈荒田、菱刈市山、菱刈川北、菱刈川南、菱刈重留、菱刈下手、菱刈田中、菱刈徳辺、菱刈花北、菱刈前目及び菱刈南浦の区域

- (三) 薩摩郡さつま町永野(赤仁田、井手ノ山、小野、加納ヶ上、上平八重、木戸口、櫻ノ前、下平八重、新次郎屋敷、中平八重、前平八重、山ノ平及び比平ヶ尻の区域に限る。)の区域
- (四) 始良郡湧水町のうち稲葉崎、川添、川西、北方、幸田、木場、田尾原、恒次、米永、鶴丸、中津川、及び般若寺の区域

(畜産課)

福島県告示第四百一十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、白河市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年六月十一日

一 調査を行った者の名称  
白河市

二 成果の名称  
白河市南登り町外五の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百一十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
相馬郡新地町谷地小屋字大清水四九の七
- 二 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

(治山対策課)

公 告

公告第243号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム内LAN更新業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成22年6月11日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項  
(1) 調達をする特定業務の件名及び数量 福島県情報通信ネットワークシステム内LAN更新業務 一式
- (2) 調達をする特定業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成23年3月31日まで。
- (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
(1)に掲げる条件をすべて満足している共同企業体(2以上の者が当該入札に係る業

務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。) 又は、(2)に掲げる条件をすべて満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員のすべてが(ア)から(ウ)までに掲げる条件を満足している者であり、かつ、構成員のうち少なくとも1者が(エ)に掲げる条件を満足している者であること。

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(ロ) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者若しくは認められる者であること。

(エ) 他の都道府県又は市町村において、平成20年7月14日から平成22年7月13日までの間に、同規模以上のネットワークシステムの設計、開発及び運用の業務を行った、又は行っている実績を有する者であること。

イ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加しないこと。

ウ 結成方式は、自主結成であること。

(2) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア (1)のアの(ア)から(エ)までに掲げる資格要件をすべて満足する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2の(1)のアの(イ)に掲げる事項について証明できる書類を添付して平成22年7月13日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県企画調整部情報統計室情報システム課  
電話024-521-7135

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 平成22年6月11日(金)から同年7月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙100枚程度が入る大ききで390円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封

のうえ、平成22年7月1日(木)午後5時までに3に掲げる場所まで請求すること。

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年6月21日(月)午後1時30分

(2) 場所 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームA 福島県福島市杉妻町2番16号  
入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成22年7月22日(木)午後1時30分

(2) 場所 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームA 福島県福島市杉妻町2番16号  
(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成22年7月21日(水)午後5時までに次に掲げる場所に必着のこと。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県企画調整部企画調整総室企画調整課  
電話024-521-7108

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the product and service to be required : Update work on the Information - Communication Network System of the Fukushima Prefectural Government 1 set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m.,22 July, 2010

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m.,21 July, 2010

(4) Contact point for the notice : Information Systems Division, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sogitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima, 960-8670 Japan Tel024-521-7135  
(情報システム課)

#### 公告第二百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月一日

二 名称

特定非営利活動法人北日本保険相談センター

三 代表者の氏名

佐久間 彰

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市南矢野目字萩ノ目前一番地の二十

五 定款に記載された目的

この法人は、多くの生命保険契約者、生命保険未加入の個人、法人消費者に対して中立公正なコンサルティングを行いこの分野で相談先に困っている多くの人々が客観的、総合的な適切な判断や消費活動を行える社会の実現に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

#### 公告第二百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月一日

二 名称

特定非営利活動法人シニア人財倶楽部

三 代表者の氏名

藁谷 道弘

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市平字田町百二十番地 ラトブ六階産業創造館

五 定款に記載された目的

この法人は、シニア世代の中高齢者会員が高齢者、社会的弱者、子供を含めて広く

一般市民や、非営利諸団体、個人事業家、農業従事者や中小企業事業者に対して、会員が培ってきた様々な経験、専門的な知識、資格、技術、技能を活かした福祉活動、地域経済活性化活動、技術振興、人材育成、就労支援活動等に関する事業を行い、会員自身の心身の健康と生きがい、地域社会の多くの人たちが共に健康で元気に生き生きと暮らせる明るい社会造りの増進に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

#### 公告第二百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月二日

二 名称

特定非営利活動法人土湯温泉観光まちづくり協議会

三 代表者の氏名

渡邊 和裕

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市土湯温泉町字上ノ町一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、土湯温泉の自然豊かな環境のもと、古くからの湯治場としての歴史と文化を維持保全すること、国立公園内という特殊な事情のもと、残されている自然・生態・景観・歴史・文化的遺産を保全し、また、幅広い人々との交流する機会を企画・開催して、土湯温泉を訪れる多くの人々に感動を与え、自然豊かで古くからの多くの伝統及び建築物等が多く残る土湯温泉町を後生まで守り伝え、地域の特性を生かした観光とまちづくりによる地域活性化に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

#### 公告第247号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年6月11日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノートパソコン 400台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- 3 落札者を決定した日  
平成22年5月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額  
26,743,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成22年4月13日

(入札用度課)

### 福島県公安委員会

#### 福島県公安委員会告示第30号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成22年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。  
平成22年6月11日

福島県公安委員長 高瀬 淳

1の表30の項中「有限会社浪江自動車学校」を「有限会社双葉自動車学校」に、

浪江自動車学校

を

ふたば自動車学校

に改める。

(運転免許課)

#### 福島県公安委員会告示第31号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成28年福島県公安委員会告示第44号）の一部を次のように改正する。  
平成22年6月11日

福島県公安委員長 高瀬 淳

1の表飯坂自動車学校の項名称の欄中「飯坂自動車学校」を「株式会社マツヤ」に改め、同表郡山自動車学校の項名称の欄中「郡山自動車学校」を「株式会社郡山自動車学校」に改め、同表白河自動車学校の項名称の欄中「白河自動車学校」を「有限会社白河自動車学校」に改め、同表白河南湖自動車学校の項名称の欄中「白河南湖自動車学校」を「株式会社南湖自動車学校」に改め、同項事務所の名称の欄中「白河南湖自動車学校」

を「南湖自動車学校」に改め、同表会津中央自動車教習所の項名称の欄中「会津中央自動車教習所」を「東北振興産業株式会社」に改め、同表日本太平自動車学校の項名称の欄中「日本太平自動車学校」を「株式会社タイヘイドライブースクル」に改め、同項事務所の名称の欄中「日本太平自動車学校」を「タイヘイドライブースクル」に改め、同表平中央自動車学校の項名称の欄中「平中央自動車学校」を「株式会社平中央自動車学校」に改め、同表小名浜自動車学校の項名称の欄中「小名浜自動車学校」を「株式会社小名浜自動車学校」に改め、同表浪江自動車学校の項名称の欄中「浪江自動車学校」を「有限会社双葉自動車学校」に改め、同項事務所の名称の欄中「浪江自動車学校」を「ふたば自動車学校」に改める。  
(運転免許課)

#### 福島県公安委員会告示第32号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。  
平成22年6月11日

福島県公安委員長 高瀬 淳

1の表有限会社浪江自動車学校の項名称の欄中「有限会社浪江自動車学校」を「有限会社双葉自動車学校」に改め、同項運転免許取得者教育に使用する施設の名称の欄中「浪江自動車学校」を「ふたば自動車学校」に改める。  
(運転免許課)

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。  
平成二十二年六月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

#### 一 政党の支部

法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
民主党福島県参議院選挙区第一線	岡部 光規	岡部 玲子	福島市大町七二五 アクティ大町五—四	参議院議員	平成二十二年四月二〇日

二 その他の政治団体

1 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤忠後援会	郡司 廣美	矢部 雄二	田村市滝根町菅谷字石神四八	平成二二年三月二三日
佐藤たけお後援会	梅田 淑子	男 谷津田 和	相馬市中野字寺前三六〇	平成二二年五月六日
斎藤徳仁後援会	斎藤 栄吉	山口 晴雄	二本松市冠木八三	平成二二年四月二二日
黒沢仁後援会	黒沢 仁	黒沢 岩雄	福島市飯野町大久保字谷津四四	平成二二年三月一九日
熊田義春後援会	熊田 義春	桑田 勇作	二本松市原セ才木三二一	平成二二年四月二六日
菅野忠後援会	佐藤 邦彦	穴戸 孝	相馬市山上字松母一一一	平成二二年三月二二日
大宅宗吉後援会	大宅 進	山内 雄二	南会津郡南会津町田島字鎌倉崎乙一七―三	平成二二年三月二五日
遠藤義裕後援会	遠藤 義裕	遠藤 義裕	郡山市富久山町福原字泉崎二六―九四	平成二二年三月二六日
安部まさとし後援会	佐藤 正右 工門 政徳	安部 政徳	二本松市木幡字塩沢六九	平成二二年三月二九日

支部	みななの党 参議院福島 県第1支部	菅本 和雅 相楽 比呂	双葉郡浪江町川添 字上加倉六〇	参議院 議員	平成二二年 三月一九日
----	-------------------------	----------------	--------------------	-----------	----------------

2 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
佐藤実後援会	阿部 包昭	佐藤 実	伊達市保原町字三丁目八		平成二二年四月六日
菅本かずまさ後援会	木藤 喜幸	渡邊 雄介	双葉郡双葉町郡山陣場沢二一―一一		平成二二年三月一九日
のち久夫後援会	野地 久夫	野地 久夫	二本松市下川崎字東北六二		平成二二年三月三〇日
馬場孝允後援会	角田 藤一	栗城 進良	大沼郡昭和村大字野尻字東二七―一〇		平成二二年四月六日
深谷ゆうきち後援会	神田 武夫	渡辺 裕市	二本松市不動平三〇三		平成二二年三月二九日
ふるさと会	菅野 輝美	佐藤 幸雄	福島市上野寺字和田一五		平成二二年五月七日
細谷松雄後援会	矢部 由隆	高橋 昭	須賀川市長沼字信濃町三〇		平成二二年四月二日
本田礼子後援会	二瓶 伸弥	本田 裕康	会津若松市門田町御山字村上九		平成二二年四月七日
横山あつし後援会	土屋 みよ子	土屋 みよ子	会津若松市南千石町四一―二七		平成二二年四月二八日
渡辺つぐとも励ます会	大川原 幸光	大束 守男	耶麻郡猪苗代町字寺後四六二四		平成二二年四月一六日
岡部光規後援会	岡部 光規	岡部 玲子	福島市大町七―二五 五アクティ大町五―四	参議院議員	平成二二年四月一六日







福島県農業者政治連盟新ふくしま支部	会計責任者	鈴木 一三	紺野 正人	平成二二年三月一九日
福島県農業者政治連盟東西しらかわ支部	会計責任者	金澤 一成	渡邊 徳雄	平成二二年三月三一日
ふくしまの自治を 発展させる会	会計責任者	秋葉 政市	鹿島 保夫	平成二二年四月五日
本多かつみまごころ後援会	会計責任者	本田 仁丈	相原 佑吉	平成二二年五月七日
松下義喜後援会	会計責任者	大槻 榮一	松下 一男	平成二二年四月二二日
やすだ成一後援会	会計責任者	平藪 晋一	淀川 和恵	平成二二年三月三〇日
山本育男後援会	代表者	山本 智子	三瓶 義孝	平成二二年三月三〇日
吉田泉連合後援会	会計責任者	佐藤 雅紀	大和田 健一	平成二二年三月四日
吉田公男連合後援会	事務所所在地	郡山市方八町二一七一一	郡山市桑野一十二一一一	平成二二年三月二五日
渡辺一成連合後援会	事務所所在地	南相馬市原町区北長野字北原田二三四	南相馬市原町区本町二丁目一一一	平成二二年四月六日

福島県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十二年六月十一日

その他の政治団体

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
明るい昭和村を創る会	解散	平成二二年四月二五日
秋元まさと後援会	同	平成二二年二月三二日
猪狩よしき後援会	同	平成二二年三月三一日
えんどう義裕後援会	同	平成二〇年二月三二日
大竹一郎後援会	同	平成二二年四月二四日
大竹利男後援会	同	平成二二年二月二八日
小川尚一と共に歩む会	同	平成二二年二月三二日
金子徳之介後援会	同	平成二二年二月二六日
菅野昌徳後援会	同	平成二二年九月三〇日
佐藤喜代一後援会	同	平成二二年二月三二日
佐藤たけお後援会	同	平成二二年二月三二日
佐藤実後援会	同	平成二二年三月三一日
「佐野和枝」を育てる会	同	平成二二年三月二五日
信陵政治経済研究会	同	平成二二年二月三〇日
鈴木かつひろ後援会	同	平成二〇年二月一〇日
鈴木博之後援会	同	平成二二年二月三二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

SPANSSIONやまびこ	同	平成二十二年三月二五日
田代源市後援会	同	平成二十二年二月三二日
角田秀夫後援会	同	平成二十二年三月三二日
木賊政雄後援会	同	平成二十二年三月三〇日
のち久夫後援会	同	平成二十二年三月二二日
橋本賢後援会	同	平成二十二年四月九日
細川敏夫後援会	同	平成二十二年九月二二日
柳原くにお後援会	同	平成二十二年二月三二日
横山あつし後援会会津を考える「こね つちやあつ会」	同	平成二十二年四月二七日
渡辺修後援会	同	平成二十二年二月三二日
渡部貞信後援会	同	平成二十二年二月三二日

福島県選挙管理委員会告示第二十七号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。  
平成二十二年六月十一日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊 地 俊 彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所所在地	代表者の氏名	届出年月日
岡部 光規	参議院議員	岡部光規後援会	福島市大町七 ―二五―アクテ イ大町五―四	岡部 光規	平成二十二年 四月一六日
黒沢 仁	福島市議会	黒沢仁後援会	福島市飯野町	黒沢 仁	平成二十二年

議員	会	大久保字谷津 四四	三月一九日
菅本 和雅	参議院議員	みやび会	菅本 和雅 平成二十二年 三月一九日
		双葉郡浪江町 川添字上加倉 六〇	

福島県選挙管理委員会告示第二十八号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。  
平成二十二年六月十一日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊 地 俊 彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	届出年月日
猪狩 芳樹	福島県議会議員	猪狩よしき後援会	平成二十二年三月二二日
小川 尚一	南相馬市議会議員	小川尚一と共に歩む 会	平成二十二年四月一三日
木村 六朗	福島市議会議員	信陵政治経済研究会	平成二十二年三月三〇日
角田 秀夫	福島県議会議員	角田秀夫後援会	平成二十二年三月三二日
渡辺 修	須賀川市議会議員	渡辺修後援会	平成二十二年三月二九日

福島県選挙管理委員会告示第二十九号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の平成二十三年分から平成二十一年分までの各年の収支報告書の要旨は、次のとおりである。  
平成二十二年六月十一日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊 地 俊 彦















平成19年分

その他の政治団体

寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額(円)	住所・所在地
「佐野和枝」を育てる会	政治団体	SPANSIONやまびこ	500,000	会津若松市
SPANSIONやまびこ	政治団体	電機連合福島政治活動委員会	600,000	福島市
		電機連合政治活動委員会	400,000	東京都港区

平成20年分

1 政党

(1) 事業収入の内訳

政治団体の名称	事業の種類	金額(円)
自由民主党双葉町支部	懇親会費	9,000

(2) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額(円)
自由民主党会津坂下町支部	自由民主党福島県第四選挙区支部	36,000
	自由民主党福島県支部連合会	171,000
自由民主党伊南支部	自由民主党福島県支部連合会	100,000
	自由民主党福島県第四選挙区支部	20,000
自由民主党玉川村支部	自由民主党福島県支部連合会	60,000
自由民主党平田村支部	自由民主党福島県支部連合会	60,000
自由民主党福島県軍恩連盟支部	自由民主党本部	75,400
自由民主党双葉町支部	自由民主党福島県第五選挙区支部	20,400

2 その他の政治団体

(1) 寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額(円)	住所・所在地
いいたての明日を拓く新しい風の会	個人	菅野 典雄	1,000,000	相馬郡飯舘村
		菅野重雄	350,000	福島市
		浜田幸政	100,000	相馬郡飯舘村
小川尚一と共に歩む会	個人	小川 尚一	79,432	南相馬市
菅野のりお後援会	政治団体	いいたての明日を拓く新しい風の会	995,300	相馬郡飯舘村

(2) 資産等の内訳

建物

政治団体の名称	所在	床面積(m <sup>2</sup> )	取得の価格(円)	取得年月日
いいたての明日を拓く新しい風の会	相馬郡飯舘村	119	900,000	平成17年6月1日

## 福島県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の平成二十年分及び二十二年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十二年六月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦









福島県監査委員

福島県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月11日

福島県監査委員 鳴原吉之助  
福島県監査委員 宗方直保  
福島県監査委員 野崎直実  
福島県監査委員 高野宏之

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
佐藤 成	福島県福島市五月町2番25号
富樫 健一	福島県福島市小倉寺字経塚山29番地の8
鈴木 康将	福島県福島市野田町一丁目7番26号 ル・サヤン1A号
齋藤 健	福島県伊達市保原町字久保30番地6
松田 卓也	福島県福島市八木田字並柳21番地の1 グロウールC101号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成22年6月14日から平成23年3月31日まで  
(監査総務課)

監査公表第12号

平成22年3月26日監査公表第4号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成22年6月11日

福島県監査委員 鳴原吉之助  
福島県監査委員 宗方直保  
福島県監査委員 野崎直実  
福島県監査委員 高野宏之

21 教財第925号

平成22年4月26日

福島県監査委員 鳴原吉之助  
福島県監査委員 宗方直保  
福島県監査委員 野崎直実  
福島県監査委員 高野宏之

福島県教育委員会委員長 印

定期監査にかかるとの措置状況について（通知）

平成22年3月9日付（け21福監第296号）で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりお知らせします。

岩瀬農業高等学校

(別紙)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 工事の設計積算に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 県中建設事務所に委託した次の工事の設計積算に誤りがあったため、設計額が過小となっている。</p> <p>1 工事の名称 岩瀬農業高校大規模改造工事</p> <p>2 内容 正設計額計 100,983,750円 誤設計額計 96,907,650円 過小設計額計 4,076,100円</p> <p>(1) 金属建具工事において、採用単価を誤ったため、積算が過小となっている。</p> <p>(2) ガラス工事において、ガラス留めシーリングの採用単価を誤ったため、積算が過大となっている。</p> <p>(3) 過大設計額 312,075円 コンクリート工事において、</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおりチェック体制の整備等に努めました。委託先である県中建設事務所において、工事の設計積算に当たっては、間違いやすい項目について、新たに「積算業務用チェックリスト」を作成するとともに、担当者と検算者による二重チェックを行い、チェック体制の強化を図ることとしました。なお、「積算業務用チェックリスト」について、あらかじめ平成21年7月1日に職員及び関係者に対して説明会を開催して周知し、その活用の徹底を図りました。</p> <p>今後は、設計積算等の誤りがないよう県中建設事務所と密に連携を図りながらチェック状況を確認し、適正な工事の設計積算に努めてまいります。</p>

コンクリート打設工法の選定を誤ったため、積算が過大となっている。  
 (過大設計額 224,349円)  
 (4) 耐震ブレース設置工事において、無収縮モルタルの試験費を二重計上したため、積算が過大となっている。  
 (過大設計額 598,500円)  
 「是正・改善等の意見」  
 工事発注は、今回の技術監査における職員調査により設計積算が是正されて適切に執行されたが、工事の設計積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制の強化に努めること。

(監査総務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年十二月二十四日付け号外第六十九号中

三	上	一	周知啓発	周辺啓発
---	---	---	------	------